

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の  
利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案  
委員会反対討論案

令和3年6月16日  
立憲民主・社民 木戸口英司

立憲民主・社民の木戸口英司です。

会派を代表し、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案に対し、反対の立場から討論いたします。

我が国の安全保障等に寄与することを目的として、防衛関係施設等の周辺や国境離島等の区域内にある土地・建物の不適切な利用を防止するための法制度を設ける必要性は理解します。しかし、この法案は、審議を重ねるごとに、問題が明らかになってきました。

まず、注視区域及び特別注視区域の指定対象となり得る重要施設及び国境離島等の範囲です。

重要施設としては、防衛関係施設の注視区域候補が4百数十か所、特別注視区域候補が百数十か所など、国境離島等としては、領海基線を有する国境離島484島、有人国境離島地域離島148島などが指定の候補とされ、沖縄県内の有人離島については全てこの中に含まれると答弁されています。

このように広範な区域指定の可能性があるにもかかわらず、対象となる「重要施設」の範囲はあいまいです。

特に、「生活関連施設」の範囲はどこまで広がるか分かりません。現時点で政令指定が想定されるのは原子力発電所と自衛隊が共用する民間空港とされますが、鉄道施設など現時点で想定していないとされるものも、あいまいな条文からは排除されていません。

一方、市ヶ谷の防衛省本省周辺などの市街地の特別注視区域への指定は、経済的社会的観点に留意し見送ることを与党審査の段階で合意したと報じられています。在日米軍施設をどこまで指定するかも、今後の米側との協議次第です。

さらに、2年以下の懲役と200万円以下の罰金という罰則規定のある命令の対象となり得る、重要施設や国境離島の「機能を阻害する行為」が法案に例示されていません。恣意的な運用のおそれが排除できず、罪刑法定主義の点で大きな欠陥です。

政府は、予見可能性を確保する観点から、閣議決定される基本方針において可能な限り具体的に機能阻害行為を例示するとしていますが、あまりに白紙委任的で、とても賛成できません。

法案第6条は、「内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査を行うものとする。」とし、調査対象者も手法も調査事項も限定されていません。公簿収集や報告徴収以外にも、重要施設を所管又は運営する関係省庁、事業者や地域住民から機能阻害行為に関する情報を提供してもらう仕組みが検討されており、法の目的の範囲内で必要最小限度の措置を行うとの規定も、歯止めになる保証はありません。そのような情報を内閣府に新設する部局で一元的に収集・管理することも含め、プライバシー侵害の懸念が拭えません。

このような法案を成立させることには反対であることを申し上げ、討論を終わります。